

◎市民税・県民税の計算方法

所得金額や所得控除額、分離課税などの詳しい計算方法については、市民税課までお問い合わせください。

(注1)

分離課税の所得がある場合は、計算方法が異なります。

(注2)

下表に加えて森林環境税(国税)1,000円が併せて徴収されます。

前年の収入金額	必専給所公従与得的要者所額金年控除経費額	所得金額
控除額	控除額	所得金額

所得控除額(該当するものを合計する)														
雑損	医療費控除	社会保険料控除	小規模企業共済等掛金控除	本人該当			控配・扶養控除等			障害(本人以外)	基礎控除	(単位 万円)	→	
				寡婦	ひとり親	労働者	通学障害者	配偶者	配偶者特別控除					→
婦	親	生	害	婦	30	26	26	30	45	38	33	43		
26	30	26	26	30					26	30	53	43		

課税所得金額	×	税率	算出所得割額	調整控除額	当控除額	配控除額	寄附金税額控除額	外国税額控除額	讓渡所得控除額又は株式額等	=	県市民民税税額
--------	---	----	--------	-------	------	------	----------	---------	---------------	---	---------

生命保険料控除(限度額70,000円)

支払額		控除額
12,000円以下	全額	
12,001円~32,000円	1/2+6,000円	
32,001円~56,000円	1/4+14,000円	
※1 56,000円超	28,000円	
15,000円以下	全額	
15,001円~40,000円	1/2+7,500円	
40,001円~70,000円	1/4+17,500円	
※2 70,000円超	35,000円	

扶養親族が同居老親である場合には7万円を控除額に加算する。

- 一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ左の算式により計算した控除額の合計額。(合計の限度額70,000円)
- 一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ左の算式により計算した控除額の合計額。(各限度額28,000円)

※1 新契約(H24年1月1日以後契約)

一般、個人年金及び介護医療保険料控除額の限度額は各28,000円

※2 旧契約(H23年12月31日以前契約)

一般及び個人年金保険料控除額の限度額は各35,000円

地震保険料控除(限度額25,000円)

種類	(1) 地震保険料		(2) 旧長期損害保険料 ※			
	支払額	50,000円以下	50,000円超	5,000円以下	5,001円~15,000円	15,000円超
控除額	1/2	25,000円	全額	1/2+2,500円	10,000円	

(1)、(2)それぞれの控除額を合計した金額。
※ H18年末までに契約を締結したものに限る。

※均等割額は扶養者がない場合、所得金額が415,000円超の方に課税されます。

特定親族特別控除

納税者本人の合計所得額		900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
配偶者	一般	33万円	22万円	11万円
	老人	38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除				
配偶者の合計所得額				

特定親族特別控除

特定親族の合計所得額		控除額
特	58万円超95万円以下	45万円
定	95万円超100万円以下	41万円
親	100万円超105万円以下	31万円
族	105万円超110万円以下	21万円
特	110万円超115万円以下	11万円
別	115万円超120万円以下	6万円
控	120万円超123万円以下	3万円
除		

市民税・県民税(所得割額)の税率

市	県	合計
6%	4%	10%

均等割額

市民税 3,000円 県民税 1,500円

※ 県民税のうち500円は、森林の保全を目的とした「ながさき森林環境税」です。

※ 森林環境税(国税) 1,000円